条第八項の規定によりその例によることとされる場合を含む。以下この項において同じ。）並びに法第三十一条の三第三項（同条第四項の規定によりその例によることとされる場合を含む。以下この項において同じ。）及び第七項（同条第八項の規定によりその例によることとされる場合を含む。以下この項において同じ。）並びに令第十六条第三項及び第五項（同条第六項の規定によりその例によることとされる場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

（略）	（略）	（略）	
法第三十条第二項第二号イ	当該被共済者となつた者が退職した日の属する月までの期間	当該退職金共済契約の被共済者でなくなつた日の属する月までの月数及び再び退職金共済契約の被共済者となつた日の属する月から当該退職金共済契約の被共済者でなくなつた日の属する月までの月数を合算して得た月数に相当する期間	
	当該受入れに係る金額。	再び退職金共済契約の被共済者となつた日の属する月から当該退職金共済契約の被共済者でなくなつた日の属する月までの期間につき、当該受入れに係る金額に対し、当該政令で定める利率に当該厚生労働大臣が定める利率を加えた利率の複利による計算をして得た元利合計額。	
法第三十条第四項	「次条第二項第二号」	「次条第二項第二号イ中「当該被共済者となつた者が退職した日の属する月までの期間」とあるのは「当該退職金共済契約の被共済者でなくなつた日の属する月までの月数及び再び退職金共済契約の被共済者となつた日の属する月から当該退職金共済契約の被共済者でなくなつた日の属する月までの月数を合算して得た月数に相当する期間」と、「当該受入れに係る金額。」とあるのは「再び退職金共済契約の被共済者となつた日の属する月から当該退職金共済契約の被共済者でなくなつた日の属する月までの期間につき、当該受入れに係る金額に対し、当該政令で定める利率に当該厚生労働大臣が定める利率を加えた利率の複利による計算をして得た元利合計額。」として同号」	

項（同条第八項の規定によりその例によることとされる場合を含む。以下この項において同じ。）並びに令第十五条第三項及び第五項（同条第六項の規定によりその例によることとされる場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

（略）	（略）	（略）	
法第三十条第二項第二号イ	当該被共済者となつた者が退職した日の属する月までの期間	当該退職金共済契約の被共済者でなくなつた日の属する月までの月数及び再び退職金共済契約の被共済者となつた日の属する月から当該退職金共済契約の被共済者でなくなつた日の属する月までの月数を合算して得た月数に相当する期間	
法第三十条第四項	「次条第二項第二号」	「次条第二項第二号イ中「当該被共済者となつた者が退職した日の属する月までの期間」とあるのは「当該退職金共済契約の被共済者でなくなつた日の属する月までの月数及び再び退職金共済契約の被共済者となつた日の属する月から当該退職金共済契約の被共済者でなくなつた日の属する月までの月数を合算して得た月数に相当する期間」として同項」	